

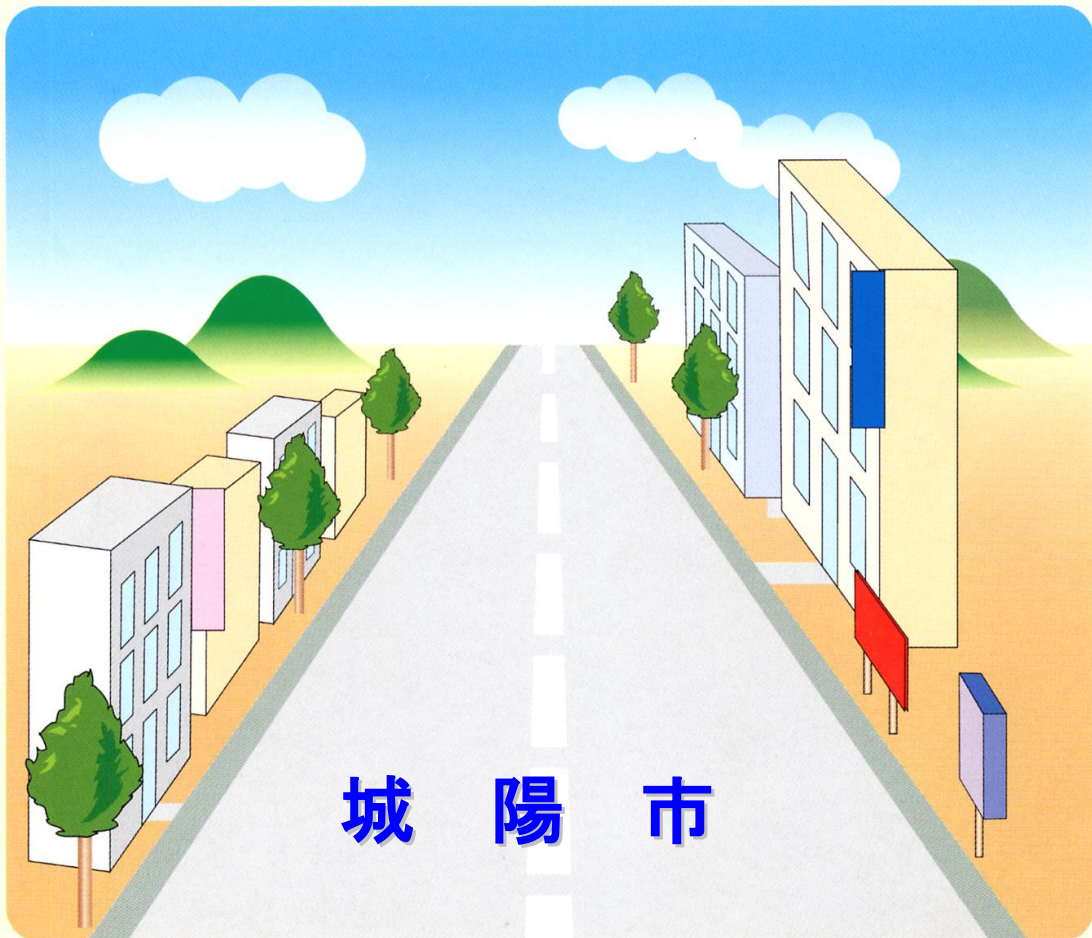
屋外広告物のしおり

屋外に設置される広告物は、会社や商店の場所を示したり、商品やサービスの情報を提供するだけでなく、特定の場所に人を案内、誘導するなど、私たちの身近な情報の伝達手段として、日常生活にとって欠かせないものとなっています。

しかし、屋外広告物が無秩序、無制限に設置されると、良好な景観が損なわれたり、広告物の倒壊、落下などにより事故が発生する危険が生じることから、城陽市では、京都府屋外広告物条例や市の規則により規制を行っています。みなさんのご協力をお願い致します。

● 屋外広告物とは

「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で広告板、広告塔、広告幕、はり紙、はり札等をいい、表示内容や表示目的を問いません。



屋外広告物を出してよい場所いけない場所

京都府屋外広告物条例では、城陽市内に**禁止地域**と**制限地域**を設けています。

禁止地域は、良好な景観を形成し、または風致を維持することが特に強く求められている地域をいい、ここでは、原則として屋外広告物は設置できません。

制限地域では、屋外広告物の設置は可能ですが、事前に城陽市長の許可が必要です。

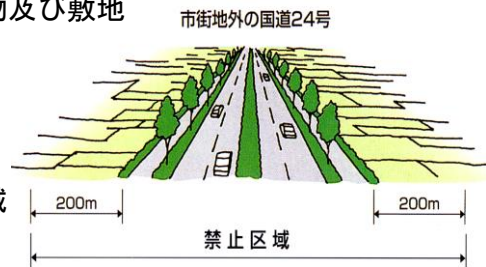
このほかに、原則として広告物を取付けられない**禁止物件**があります。

京都府屋外広告物条例	禁 止 地 域	原則として設置禁止
	制 限 地 域	許可を受ければ設置可能
	禁 止 物 件	原則として設置禁止

主 な 禁 止 地 域

次の地域などでは、広告物の設置が禁止されています。

- 国道 24 号及びその道路境界から 200m 以内の区域（市街地の部分を除く）
- 官公署、各種公共施設（学校、図書館等）の建造物及び敷地
- 都市公園の区域
- 古墳、墓地及び墓地の境界線から 50m 以内の区域
- 社寺、葬祭場等の建物及び境域
- 重要文化財（建造物）のある境域、史跡の指定地域
- 保安林の地域



制 限 地 域

- 城陽市域は、禁止地域を除く市内の全域が制限地域とされています。屋外広告物の掲出には、城陽市長の許可を必要とする場合があります。掲出される場合はご確認ください。

禁 止 物 件

次の物件には広告物を取付けることが禁止されています。

- 街路樹、路傍樹、石垣、よう壁の類
- 橋、高架構造、分離帯、信号機、道路標識、歩道柵、ガードレール、カーブミラー、視線誘導標、電柱、街灯柱、消火栓、道路の路面
- 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- 送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、水道タンク
その他タンクの類
- 銅像、神仏像、記念碑の類



広告物を設置する場合には許可が必要です

城陽市内全域において広告物を設置する場合、城陽市役所都市政策課へ許可申請書を提出し、許可を受けてから設置してください。ただし、許可を必要としない場合もありますので、詳しいことは都市政策課でおたずね下さい。

● 自家用広告物※¹の許可申請について

設置する場所	設置する看板の大きさ	設置する看板の総面積	許可申請など
【禁止地域および制限地域】 自己の住所・事業所・営業所・作業所 内	一辺の長さが5m以下	表示面積※ ² が5㎡以下	申請不要
		表示面積が5㎡超	申請必要
	一辺の長さが5m超	表示面積が5㎡以下	申請必要
		表示面積が5㎡超	申請必要
【制限地域】 自己の住所・事業所・営業所・作業所 以外	/	/	大きさ・面積に関わらず申請必要
【禁止地域】 自己の住所・事業所・営業所・作業所 以外	/	/	設置不可

※¹自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する屋外広告物

※²表示面積とは、一事業所当り、屋外広告物の表示面積の合計

屋外広告物の許可申請について

屋外広告物の許可申請の書類について

● 新規の許可申請書 次の書類を添えて正副2部を提出してください。

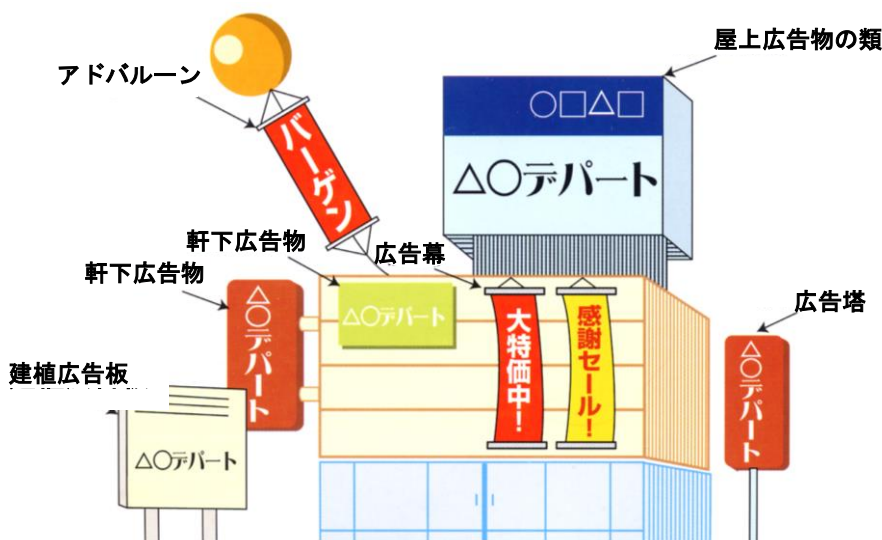
見取図（位置図）	申請する広告物の付近の状況がわかる図面（2500分の1地図または住宅地図程度）
配置図	* 広告物の配置がわかる図面（1/50～1/300） * 交差点付近で広告塔を設置する場合は、交差点と広告塔の位置が確認できる図面
設計図（仕様書）	* 広告物（広告物を掲出する物件）の素材、形状、構造、寸法、表示面積（計算式を含む）、色彩等がわかる図面 * 土地に建植または、建物等に設置する場合は、その取り付け状況がわかる図面 * 軒下広告物・屋上広告物等、建物に取付ける広告物の場合は、その取付ける建築物の立面図と当該寸法を記入したもの
面積計算表	広告物の種別、寸法、表示面積を記載したもの
使用承諾書	他人の所有又は管理する土地建物等に設置する場合
許可証の写し	法令の許可等が必要な場合 例 広告物の高さが4mを越える場合 建築基準法の工作物確認通知書
委任状	申請者以外の人（同会社内の場合は不要）が申請手続きを代行する場合
安全確認報告書	既存物を利用して設置する場合
返信用封筒（1部）	許可通知書、納入通知書送付用 定型封筒に返信先明記の上切手を貼付
返信用封筒（許可書の郵送を希望する場合）	定型外封筒に返信先明記の上切手を貼付

許 可 手 数 料

屋外広告物の許可を受ける場合には、広告物の種類に応じ、下記の手数料が必要です。なお、手数料は、許可申請書の審査終了後に送付する納入通知書にて納入してください。

	事項	金額
京都府屋外広告物条例(昭和28年京都府条例第30号)第4条又は第5条の許可の申請に対する審査	屋上広告物、アーチ広告物及び広告塔の類	1基又は1個につき ・ 広さ5平方メートルまで 1,500円 ・ 広さ5平方メートルを超える部分につき5平方メートルまでごとに 750円
	軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物その他の広告物の類	1枚、1基又は1個につき ・ 広さ5平方メートルまで 1,000円 ・ 広さ5平方メートルを超える部分につき5平方メートルまでごとに 500円
	気球広告物	1個につき 750円
	横断幕及び幕広告	1張につき 250円
	電柱広告物及び街灯柱広告物	1個につき 250円
	はり札等、広告旗、立看板等、道標、案内図板、スタンドその他これらに類するもの	1個につき 250円
	はり紙	100枚までごとに 300円

備考 この表において「広さ」とは、広告物の表示面積の合計をいう。



城陽市役所 都市整備部 都市政策課

〒610-0195

城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

TEL : 0774-56-4066

FAX : 0774-56-3999